

解約の手続きについて

- 賃貸借契約を解約される場合、次ページの「**賃貸借契約解約通知書(書面)**」にご記入のうえ、本ページ下段の【連絡先】記載の住所へFAX・メール又はご持参で通知をお願いいたします(FAX・メールの場合、発信後は必ず弊社へ確認の電話をお願いいたします)。

【注意事項】 解約予告期間にご注意ください。また電話での解約申入れは受付いたしません。

- ① FAX・メールの場合、弊社が受信した日の翌日を起算日とします。
- ② ご持参の場合、ご持参日の翌日を起算日とします。

④ 解約予告1ヶ月前の場合の例

解約通知受信日等の翌日が起算日となり、解約日は次のように考えます。

- ・ 10月10日に弊社通知受信(起算日10月11日) ⇒ 11月10日以降が解約日
- ・ 10月31日に弊社通知受信(起算日11月1日) ⇒ 11月30日以降が解約日

<借家人賠償保険・公共料金及びインターネットその他各種契約の解約>

- 入居者様自ら退去日までに、借家人賠償保険(火災保険)、公共料金及び各種ご契約の精算(電気・ガス・水道等、インターネットその他(例えばウォーターサーバー等))の解約手続きをお済ませください。

<退去時の立会について>

- お部屋に荷物のない状態で弊社担当者等と立会いし、汚損・破損の有無を確認いたします。
- クリーニング代のほか、原状回復が必要な場合は費用をご負担していただきます。原状回復費用はお預かりしている敷金から相殺させていただきますが、敷金で足りない場合は別途ご負担していただきます。なお、敷金(原状回復費用相殺後の残敷金)の入居者様口座への**お振込の際の手数料**については**ご負担**をお願いいたします。
- 退去立会日に、お渡しした鍵(複製した場合は合鍵含む)すべてをご返却ください。
 - ④ 鍵1本でも紛失された場合は、セキュリティー上、鍵本体の交換費用をいただきます。

<その他のお願い>

- 郵便局には転居届ハガキを必ず出してください。
- ゴミは分別してお引越しの前までに処分をしてください。室内等に残置されたものがあった場合は、その処分費用について別途ご請求します。
- 部屋に備え付けの備品、リモコン、各種取扱説明書は必ず室内に残してください。紛失された場合は実費をいただきます。

【連絡先】

中央管財株式会社 担当：佐藤

住所： 〒106-0047 東京都港区南麻布4-12-25 南麻布セントレ2F

TEL： 03-3446-0660 FAX： 03-3446-3866

E-mail： info@chuo-kanzai.co.jp

賃貸借契約解約通知書

年 月 日

賃貸人 様

氏名 ㊟

この度、下記物件についての賃貸借契約を解約したく通知いたします。

物件名	
物件所在地	
解約日	年 月 日
立ち合い希望日時	㊟ 平日の10時から16時の間でいただけるようお願いいたします。 なお、希望日時は別途調整させていただく場合がございます。 第一希望： 年 月 日 時 分頃 第二希望： 年 月 日 時 分頃
移転先住所	
連絡先	
敷金返還先口座	銀行名： 支店名： 口座種別： (フリガナ) 口座番号： 口座名：

※ 解約通知書受領後の解約日の変更は原則受け付けられませんので、予めご了承ください。

以上よろしくお願ひいたします。

■ 備考欄

1 解約理由

2 その他（設備等の不具合など気付きの点がありましたらご記入ください。）
